

原案執行ノ申請モ内務大臣ニ為サレムルコト

ト
5. 市條例ノ設定改正起債、特別税設定其ノ他

ノ財政上ノ行為ニ付テハ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ除クノ外不要許可トスルコト

6. 懲戒審査會ハ内務省官吏ヲ以テ組織スルコト

7. 北海道ニ町村制ヲ施行スルコト(特例ヲ認ムベ

キ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム)

7. 町村ノ併合又ハ組合ヲ勸奨スルコト

609

閣甲 第二三七號

起案 昭和二年五月四日

裁可 年月日 施行 年月日

内閣總理大臣 五

内閣書記官長

五

内閣書記官

(案一)

昭和二年五月七日

内閣書記官長

内務大臣
逋信大臣

宛(各通)
(内務大臣ハ一部ヲ除ク)

十一

鐵道大臣

依命通牒

各官廳、權限整備ニ関スル行政制度審議會
會長、報告ニ基キ陸運ニ関スル事務、所
管ニ関シ左ノ通閣議決定相成候條右
實施相成度候

記

決定事項第一

(案二)

昭和二年十月七日

内閣書記官長

内務大臣
文部大臣

宛(各通)

依命通牒

各官廳、權限整備ニ関スル行政制度審
議會會長、報告ニ基キ史蹟名勝天然紀
念物保存ニ関スル事務、所管ニ関シ左ノ
通閣議決定相成候條右實施相成度候
記

決定事項第二

(案三)

昭和二年十月七日

内閣書記官長

法制局長官宛

各官廳ノ權限整備ニ関スル行政制度審議會
會長ノ報告ニ基キ陸運ニ関スル事務及史蹟
名勝天然紀念物保存ニ関スル事務ノ所管ニ

閣下ノ通閣議決定相成候條為念
及通牒候

記

決定事項第一及第二

昭和二年十一月四日

行政制度審議會會長男爵 田 中 義



内閣總理大臣男爵 田 中 義 一 殿

本會ハ各官廳ノ權限整備ニ付目下調査審議中ノ處陸運ニ關スル事務ノ所管及史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ニ關シテハ既ニ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通議決致候條此段及報告候

本件ハ昭和二年十一月四日別紙報告原議ヲ以テ直ニ閣議決定

閣甲 二二七

第一 陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル件
陸運ニ關スル事務ノ所管ヲ遞信省ヨリ鐵道省ニ移スコト

第二 史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ニ關スル
件

史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ヲ内務省ヨリ文部省
ニ移スコト

互

録京山 為 中 西 北 西 互

仰決裁

會長

幹事長

幹事長

報告案

昭和二年十一月四日

互

内閣總理大臣宛

行政制度審議會會長

本會ハ各官廳、權限整備ニ付目下調査審

昭和二年十一月四日上桐花押印
岡田清定(總務部長)

海甲 二二七

議中ノ處陸運ニ關スル事務ノ所管及史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ニ關シテハ既ニ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通議決致候條此段及報告候

第一陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル件

陸運ニ關スル事務ノ所管ヲ遞信省ヨリ鐵道省ニ移スコト

第二史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事

務ノ所管ニ關スル件

史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ヲ内務省ヨリ文部省ニ移スコト

別紙ノ通内務次官ヨリ依頼有之候處右ハ事務系
 統整備ノ目的達成ノ為ニ慎重考究ヲ要スル事項
 ト認メラレ候ニ付テハ別紙移牒ニ及ビ置候間右關係
 勅令案審査ノ際ハ特ニ慎重ナル審査ヲ遂ゲラ
 ルル様致度為念此段申進候

内務省閣土第二一號

昭和二年十一月十五日

内閣書記官



内務次官



内閣書記官長殿

内務省

陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル件

本月七日閣甲第二二七號ヲ以テ標記ノ件通牒ニ接シ候處陸運ニ關スル事
 務ノ限界ヲ定ムルコトハ事務ノ實際ニ徴シ頗ル困難トスル所ニ有之候ニ
 付行政制度審議會ニ於テ當省大臣ヨリ申述候趣旨ニ依リ鐵道省官制ノ改

閣甲第二二七ノ件(内甲三七七ヨリ移ル)

省 務 内

際
正ニ關シテハ陸運中道路運送ニ關スル事務ハ當省ノ所管ニ屬スルコトヲ
明瞭ナラシメ候様御考慮相煩度尤モ乗合自動車ニ關スル事務ハ當省所管
ニ屬スルモ左記要項ニ依リ鐵道省ト協議ノ上處置スルコトニ御決定煩度
依命及御依頼候也

省 務 内

乗合自動車ニ關スル事務ニシテ鐵道省ニ

協議スヘキ事項

一、乗合自動車ニ關スル事務ヲ地方長官ヲシテ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ營業ノ許否及監督ニ關スル大體ノ方針ニ付内務省ヨリ鐵道省ニ協議スルコト

二、乗合自動車ニ關スル事務ニ付内務大臣ニ稟伺セシムル場合ニ在リテハ鐵道停車場ヲ起終點トシ又ハ鐵道線路ト接近並行スル乗合自動車ニ關スル左記事項ニ限り内務省ヨリ鐵道省ニ協議スルコト

(1) 免 許

(2) 運輸開始ニ關スルコト

(3) 旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸料金ニ關スルコト

(4) 運輸時刻及其ノ回数ニ關スルコト

(5) 運輸事業ノ休止廢止ニ關スルコト